

東松山市建設工事における「週休２日制モデル工事」試行要領

この要領は、本市が発注する建設工事（この要領に相当する別の定めが適用される工事を除く。）において、「週休２日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めるものである。

1 取組方式

モデル工事は、「モデル工事（現場閉所型）」又は「モデル工事（交替制）」のいずれかの方式による。

(1) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、現場閉所による週休２日の確保に取り組む方式

ア 週休２日確保の方法

対象期間中の全ての週（月曜日から日曜日までを単位とする。以下同じ。）の土曜日及び日曜日に現場閉所とすることによる。

イ 対象期間

契約工期のうち、現場着手日（現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。以下同じ。）から現場完成日（現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。）までの期間を対象期間とする。

なお、対象期間内の日数の算出に当たっては、年末年始休暇として充てる日（最大６日間に限る。）、夏季休暇として充てる日（最大３日間に限る。）及び工場製作のみの期間、工事全体を一時休止している期間、発注者が設計図書で指定する期間等の現場作業がない期間に属する日は算入しない。

ウ 現場閉所

現場閉所は、現場事務所での事務作業も含めて作業を行わず、１日を通じて現場や現場事務所を閉所することにより実施する。

エ 現場閉所日

現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を設定することや、祝日を充てることもできる。また、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現

場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

オ 受注者の責めによらない理由により土日に現場作業を行う場合

契約後に、受注者の責めによらない理由により土曜日又は日曜日に現場作業を行う必要がある場合は、代わりとなる現場閉所日を設定するものとする。

ただし、災害対応等のため代わりとなる現場閉所日の設定が困難であると認められる場合は、受発注者間の協議により、この要領による週休2日の実施の対象外とする作業及び期間を定め、設計図書に明示し変更契約を行う。なお、その期間は必要最小限のものとし、その期間にあっても技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日を確保できるよう努めるものとする。

(2) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日の確保に取り組む方式

ア 週休2日確保の方法

対象期間における全ての週で、全ての対象者を平均した対象期間における休日数の割合（以下「休日率」という。）を28.5%以上とすることによる。

イ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を行うことのない状態が24時間続いたものを休日とみなす。なお、降雨、降雪等の理由により予定せず24時間続けて現場作業を行わなかった場合についても、休日を含めるものとする。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり休日とした場合に振替前の日を休日としたものとみなす。

ウ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分に限る。）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象者とする。ただし、連続する従事期間が1週間未満の者は除くものとする。

エ 対象期間

契約工期のうち、各対象者の従事期間を対象期間とし、元請けにあつては現場着手日から現場完成日までの期間、下請けにあつては施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、対象期間内の日数の算出に当たっては、年末年始休暇として充てる日（最大6日間に限る。）、夏季休暇として充てる日（最大3日間に限る。）及び工場製作のみの期間、工事全体を一時休止している期間、発注者が設計図書で指定する期間等の現場作業がない期間に属する日は算入しない。

オ 受注者の責めによらない理由により交替制による週休2日の確保が困難であ

る場合

契約後に、受注者の責めによらない理由により交替制による週休2日の確保が困難である場合は、受発注者間の協議により、この要領による週休2日の実施の対象外とする作業及び期間を定め、設計図書に明示し変更契約を行う。

ただし、災害対応等のやむを得ない場合に限るものとし、その期間は必要最小限のものとする。

2 対象とする工事

原則として、全ての工事をモデル工事の対象とする。

ただし、モデル工事（現場閉所型）及びモデル工事（交替制）のいずれも困難な工事は、例外的にモデル工事としないことも可能とする。

＜対象外工事の例＞

- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- ・対象期間が1週間未満の工事

3 発注方式

(1) 取組み方式の選択

取組み方式は、モデル工事（現場閉所型）の採用を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

なお、モデル工事（交替制）として発注した場合であっても、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望した場合は、現場着手前の協議により、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。この場合において、4(2)アの補正に関する変更契約については、現場施工完了後に達成状況により必要な場合に行う。

(2) 発注図書等への明示

モデル工事の発注に当たっては、別記の例により入札公告及び特記仕様書に取組み方を明示するものとする。

4 設計の取扱い

(1) 工期の設定について

契約工期の設定に当たっては、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。

(2) 経費の補正

モデル工事の設計に当たっては、次に掲げる方法により補正を行う。

ア モデル工事（現場閉所型）

次の左欄に掲げる経費に、それぞれ右欄の補正係数を乗じた補正を行うものと

する。

経 費	補正係数
労務費	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

イ モデル工事（交替制）

次の左欄に掲げる経費に、それぞれ右欄の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

経 費	補正係数
労務費	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

(3) 契約後に月単位の週休 2 日の確保を希望した場合の取扱い

契約後に受注者が、取組み方式に応じて以下の方法による月単位の週休 2 日の確保を希望した場合は、変更契約を行うこととし、そのための変更設計は、(2)の補正係数をそれぞれの表に掲げる補正係数に入れ替えて行う。

ア モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、月単位で月内における対象期間中の現場閉所日の割合を 28.5%とする方法。ただし、対象期間中の土曜日及び日曜日の割合が 28.5%に満たない場合は、これらの合計日数以上に現場閉所日とすることによる。

経 費	補正係数
労務費	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 1
現場管理費率	1. 0 2

イ モデル工事（交替制）

対象期間における全ての月で、休日率を 28.5%以上とする方法。ただし、月を通じて特定の曜日で休日確保を行っても 28.5%に満たない場合は、その月のこれらの合計日数以上に休日確保を行うことによる。

経 費	補正係数
労務費	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 2

5 試行状況の管理

モデル工事の試行に関しては、次の要領で試行状況の管理を行う。

(1) 現場着手前

受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工事工程表を提出する。

(2) 対象期間中

ア モデル工事（現場閉所型）

㊦ 受注者は、現場閉所を行う場合は、書面、電子メール等の現場完成後に確認が可能な方法により、現場閉所日前に監督員へ連絡するものとする。ただし、現場閉所日が施工計画書に記載した法定休日・所定休日である場合はこの限りでない。

㊧ 受注者は、現場閉所実績報告書（様式1）を工事に並行して適宜作成し、週休2日の確保状況の管理に努める。

㊨ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

イ モデル工事（交替制）

㊦ 受注者は、休日確保状況チェックリスト（様式2）を工事に並行して適宜作成し、週休2日の確保状況の管理に努める。

㊧ 受注者は、毎月末に当月分の休日確保状況チェックリストを監督員に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日の確保状況について監督員の確認を受ける。

㊨ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(3) 現場完成後

受注者は、現場完成日から3日以内（現場完成日が工期終期に近く、設計変更等が必要となった場合に手続に必要な期間を取れないおそれがある場合は、対象期間内で受発注者協議により決定した日）に、モデル工事（現場閉所型）の場合にあっては現場閉所実績報告書、モデル工事（交替制）にあっては最終月の休日確保状況チェックリスト及び休日確保実績報告書（様式3）を提出するとともに、工事日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

6 達成状況による変更契約

受発注者は、週休2日の確保を達成できなかったときは、その状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる精算のための変更契約を行う。

このための変更設計は、次の要領で行う。

(1) 月単位の週休2日の確保を達成した場合

4(2)に規定する補正係数を、4(3)に規定する補正係数に入れ替える。

(2) (1)以外の場合 4(2)による補正を削除する。

7 その他

(1) 工事現場における周知

受注者は、対象期間中においては、モデル工事であることをPRするための掲示を行う。

(2) 発注者の責務

監督員は現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等の申出があったときはクイックレスポンスに努めるものとする。

(3) 工事成績評定における取扱い

モデル工事について、週休2日の確保を達成したこと又は達成できなかったことによっては、工事成績評定の加点又は減点を行わないものとする。

ただし、通期の週休2日（対象期間全体を通じた休日確保の割合を28.5%以上とする方法をいう。）も確保できておらず、かつ、当初の施工計画書や工程表の作成時点で週休2日を前提としていないなど、週休2日に取り組む姿勢がないことが明らかであった場合は、工程管理の考査項目において、このことを踏まえた評価を行うものとする。

8 補則

各発注課所は、所管する工事の特性等を勘案し、本要領とは別に週休2日の確保のための要領等を定めることができる。

別記

(入札公告及び特記仕様書への「週休２日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

本工事は、東松山市建設工事における「週休２日制モデル工事」試行要領による週休２日制モデル工事（※）の試行対象工事である。

※ 採用した方式に応じ、「現場閉所型」又は「交替制」と記入する。

<特記仕様書>

1 週休２日制モデル工事

- (1) 本工事は、週休２日制モデル工事（※）の試行対象工事である。施行の実施は、東松山市建設工事における「週休２日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、東松山市ホームページを確認すること。

※ 採用した方式に応じ、「現場閉所型」又は「交替制」と記入する。